

春日井市企業等による健康支援プログラム登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業、団体等（以下「企業等」という。）が、その保有するノウハウ、人材等を活かして、市民の健康づくりを支援するプログラムを登録することにより、市民の健康の維持及び増進を図ることを目的とする。

(健康支援プログラム)

第2条 この要綱において、「健康支援プログラム」とは、企業等が実施する市民の食事、運動、休養等の健康づくりを支援するプログラムであって、次に掲げる事項のいずれかを含むものをいう。

- (1) 健康講座への講師派遣
- (2) 健康関連イベントの開催又は他の機関が開催する健康関連イベントへの協力
- (3) 健康ツール又はサービスの提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の健康づくりに資するもの

(登録の申請)

第3条 プログラムの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、健康支援プログラム登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、次条に規定する登録の基準に基づき速やかに審査を行い、登録の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、登録することを決定したときは健康支援プログラム登録決定通知書（第2号様式）により、登録しないことを決定したときは健康支援プログラム登録却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(登録の基準)

第5条 登録の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請者が次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成27年2月1日施行）による競争入札の参加に関する指名停止の措置を受けていないこと。

ウ その他健康支援プログラムを提供する者にふさわしいと市長が認める企業等であること。

(2) 健康支援プログラムについて、健康増進に資する一定程度の根拠があるものであること。

(3) 健康支援プログラムが無償又は低額で提供可能なものであること。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、当該登録が行われた日から起算して1年を経過した日後の最初の3月31日までとする。

2 登録の有効期間が満了する日の1月前までに申請者が書面による別段の意思表示をしないときは、当該登録の有効期間は当該期間の末日をもって更新されるものとし、その期間は更新の日の翌日から起算して1年を経過した日までとする。

（登録プログラムの実施に係る調整等）

第7条 市は、登録プログラム（第4条の規定により登録された健康支援プログラムをいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に係る調整等を次のとおり行うものとする。

(1) 第2条第1号に規定する事項について、企業等による講座を市の出前講座のメニューに追加し、ホームページ、チラシ等で周知し、市民、企業等からの講師派遣の要望に応じて登録プログラム提供者（以下「プログラム提供者」という。）と実施日程等の調整を行い、講師を派遣するものとする。

(2) 第2条第2号に規定する事項について、企業等が開催する健康関連イベントのホームページ等による周知又は他の機関が開催する健康関連イベント

へのブース出展等の調整を行うものとする。

(3) 第2条第3号に規定する事項について、市の事業等における活用を検討し、必要に応じて実施日程等を調整し、市民に企業等の健康ツール又はサービスの提供を行うものとする。

(4) 第2条第4号に規定する事項について、実施に係る調整等を行うものとする。

(変更の届出等)

第8条 プログラム提供者は、第3条に規定する申請内容のうち、登録プログラムの名称及び概要の変更（軽微なものを除く。）を行おうとするときは当該変更を行おうとする日の前日までに、申請者の名称、代表者の氏名及び所在地の変更を行ったときはそれぞれ変更の日から起算して2月以内に、健康支援プログラム登録変更届出書（第4号様式）及び当該変更内容を明らかにする書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときはこれを審査し、相当と認めるときは登録内容の変更を行うものとする。

(廃止の届出)

第9条 プログラム提供者は、登録を廃止しようとするときは、健康支援プログラム登録廃止届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 市長は、プログラム提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 登録廃止の届出があったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(3) 登録のとおり健康支援プログラムを開催しないとき。

(4) 第5条に規定する登録の基準に適合しなくなったとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者所在地
名称
代表者氏名

健康支援プログラム登録申請書

健康支援プログラムの登録を受けたいので、春日井市企業等による健康支援プログラム登録要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 プログラムの名称

--

2 プログラムの概要

別紙のとおり

3 登録に関する連絡先

所属	
担当者名	
電話番号	
FAX	
電子メール	

プログラムの概要

プログラムの名称		
類型		※該当する番号を○で囲んでください。 (1) 健康講座への講師派遣 (2) 健康関連イベントの開催・協力 (3) 健康ツール・サービスの提供 (4) その他市民の健康づくりに資するもの
対象者 (性別、年齢層等の想定)		
実施時期、時間帯等		
年間提供可能回数		
1回当たりの所要時間		
1回当たりの定員 (最小人数、最大人数)		
参加者 負担	①負担の有無	有料 ・ 無料
	②有料の場合 徴収する費用の 費目及び金額	費目:保険料・材料費・その他(費目:) 金額: 円
その他特記事項		

※プログラムの具体的内容が分かるもの（様式自由、既存資料でも差し支えありません。）を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

健康支援プログラム登録決定通知書

年 月 日付の健康支援プログラム登録申請について、次のプログラムを登録することに決定しましたので通知します。

プログラムの名称

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

健康支援プログラム登録却下通知書

年 月 日付の健康支援プログラム登録申請について、次の理由により却下しましたので通知します。

申請却下の理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者所在地
名称
代表者氏名

健康支援プログラム登録変更届出書

健康支援プログラムの登録内容を変更したいので、春日井市企業等による健康支援プログラム登録要綱第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 変更内容
- 2 変更時期
- 3 変更理由
- 4 添付書類
変更内容を明らかにする書類

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者所在地
名称
代表者氏名

健康支援プログラム登録廃止届出書

健康支援プログラムの登録を廃止したいので、春日井市企業等による健康支援プログラム登録要綱第9条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

プログラムの名称
